



平成29年1月25日

江東区長
山崎孝明様

江東区特別職報酬等審議会
会長 中村浩紹

特別職の報酬及び給料の額の適否について（答申）

平成29年1月16日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申します。

江東区特別職報酬等審議会委員

会 長 中 村 浩 紹

会長職務代理者 小 泉 宗 孝

委 員 天 野 幸 子

委 員 安 藤 幸 夫

委 員 石 島 龍 治

委 員 大豆生田 和加子

委 員 金 田 恵美子

委 員 小 安 勤

委 員 服 部 隆 志

委 員 渡 邊 省 吾

平成28年度江東区特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、平成29年1月16日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は2回の会議を開催し、各委員が、本区各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

2 特別職報酬等の基本的な考え方

本審議会は、特別職の報酬等の額は次の3つの原則に基づき決定されなければならないと考える。

(1) その職責の重要性に見合ったものであること。(職務と責任の原則)

(2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。

(均衡の原則)

(3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。(情勢適応の原則)

3 特別職の職責について

急増を続ける本区の人口は、平成27年6月に50万人を突破し、今なお増加し続けている。

こうした中、特別職のうち区長及び副区長は、複雑・多様化する区民要望に対する確に対応するため、より高度な判断力と実行力が求められており、その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。

また、区議会議員においても、区政課題解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められるとともに、区的意思決定と行政のチェックを行う機関として、その役割と職責の重要性は増している。

発展を続ける本区には、人口増加等に伴う行政需要の高まりへの対応をはじめ、築地市場の豊洲移転整備、中央防波堤埋立地の帰属、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備など、取り組むべき課題は年々増加している状況にある。

このような当面する喫緊の課題に対し、的確かつ迅速な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議を行った。

4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区の条例で定めるところである。平成28年度は、3年連続の引上げ勧告がなされ、本区においても勧告どおり月額0.15%の引上げ及び特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数0.1月の引上げ改定が行われたところである。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成28年1月28日の本審議会答申に基づき、平成28年4月1日より平成27年特別区人事委員会勧告を準用して、月額0.35%、期末手当についても0.1月の引上げを実施した。

今年度の他区の改定状況を見ると、現時点で約半数の区において報酬等の月額、期末手当について、一般職と同率程度の引上げを行っている。

なお、本答申時点で報酬等の月額を他区と比較すると、本区は、区長については上位から8番目、その他の役職では4番目から12番目となっている。

日本経済の状況は、昨年12月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きも緩やかな回復に向かうことが期待されている。

本区の財政状況については、人口増加等に伴う税収増、職員定数の削減、事業の民間委託、施策の積極的な見直しや事務の効率化等の行財政改革の効果もあり健全な状態にあるが、歳入環境は景気動向に左右されやすい脆弱な構造であり、将来的には楽観視できない。また、歳出面でも、社会福祉関連費等が大きな構成比を占めており、今後の人口増加や高齢化の進展など、予断を許さない状況に変わりはない。

5 新教育長の給料月額の設定について

国が実施する地方教育行政制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行され、教育委員会を代表する教育委員長と、事務局を代表する教育長を一本化した新教育長が設置されることとなり、その任命は、首長が議会の同意を得て直接行うこととなった。本区は、経過措置の規定に基づき、改正前の例により在職している現教育長が3月31日で任期満了となるため、4月1日より新教育長へ移行することになる。

新教育長は、教育委員会の代表者として会務の総理、事務局の指揮監督など、教育行政について大きな権限と責任を有し、これまでの教育長に比べてより一層重い職責と役割を担う。

一方で、給料月額の設定に当たっては、他区の改定状況や支給水準、他特別職との均衡等を勘案する必要がある。

なお、他区の区長の給料月額平均を「1」とした場合、教育長の対区長月額比率は「0.7」となっている。一方、本区の教育長の対区長月額比率は「0.68」である。

また、新教育長制度に移行した区（移行予定含む）の教育長の給料は、過半数を超える区が給料の増額を行っており、本答申時点で教育長の給料月額は、他区と比較すると、14番目となっている。

6 結 論

以上を踏まえた結果、報酬等の額の改定については、下記のとおり改定・設定することが妥当であるとの結論に至った。

(1) 区長等の報酬等改定

区長、副区長の給料並びに議員の議員報酬の改定については、特別区人事委員会勧告を準用し、月額0.15%引上げ改定した場合、一部の役職において据え置くことになることから、役職間のバランスを考慮して、今回は改定を見送った上で、次年度改めて審議することとし、期末手当においては特別職や議員の職責の重さと役割の重要性が増している状況を踏まえ、一般職と同様に0.1月の引上げ改定とする。

実施時期 平成29年4月1日

(2) 新教育長の給料月額設定

新教育長の給料については他区の改定状況や支給水準、他特別職との均衡等を勘案し、以下のとおりとする。

改定額

教 育 長 809,000円 (13,000円増)

実施時期

平成29年4月1日

7 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性その他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれては、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民福祉の向上に向けて尽力されることを期待するものである。